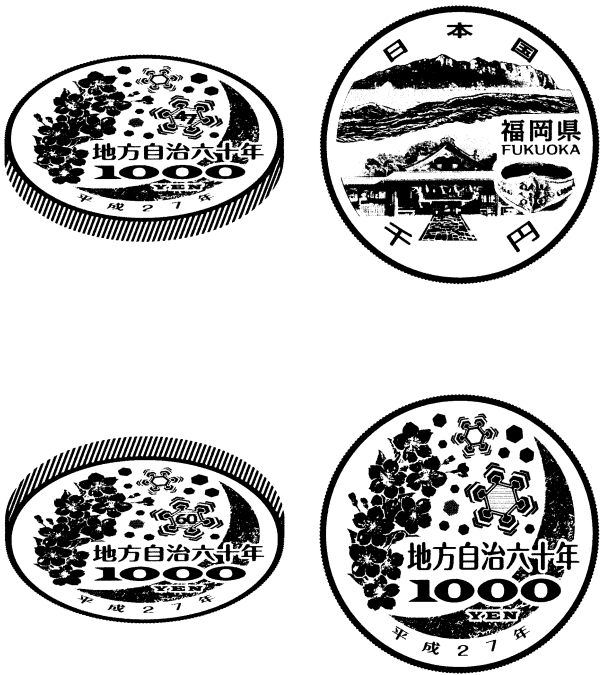


素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青緑色、青色、赤色、茶色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色

改める。

別表第三第十五号中「六千三百八十万枚」を「六千八百二十五万枚」に改め、同表第二十三号中「三百八十二万枚」を「四百一十二万枚」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百八十五号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第八十六条第一項において準用する同法第四十七條の二、同法第八十六条第三項において準用する同法第三十七條第三項、第三十七條の二（第二号を除く）、第四十七條の二及び第四十七條の六並びに同法第八十八條第二項において準用する同法第七十八條第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第八十六条第一項及び」の下に「第三項並びに」を加える。
第二条の二第一項各号列記以外の部分中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同項第一号中「第四十七條の二」の下に「（法第八十六条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第一号中「第四十七條の二」の下に「（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第四十七條の二」の下に「（法第八十六条第三項及び）」を加え、同条第二項を削る。
第三十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附則
この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三